

令和6年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回
鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

令和6年10月15日
14:00～17:00
千葉労働局1階会議室

令和6年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回
鉄鋼業最低賃金専門部会

1 日時 令和6年10月15日(火) 14:00~17:00

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、大竹委員、村上委員

労働者委員

田中委員、等々力委員、松井委員

使用者委員

清水委員、下村委員、高橋委員

4 議題

(1) 特定最低賃金額の改正審議について

(2) その他

5 議事内容

(部会長)

ただ今から、第2回千葉県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会は、運営規程第6条但し書きの率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当することから、非公開といたします。

また、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議を行う部分は、議事録を作成し公開することといたしますのでご承知おきください。

それでは、始めに事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

(賃金室長)

それでは、専門部会の成立につきまして、ご報告いたします。

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に

成立しております。

(部会長)

それでは、これから協議を行っていただきますが、その前に前回の双方の主張などについて確認したいと思います。

まずは、労働者側の主張についてですが、プラス 89 円でスタートし、最終的にはプラス 65 円ということでした。

前回の経過としましては、春闘における 3 万円や 3 万 5 千円という賃上げ回答などにより、労働協約の最低額 1,185 円、プラス 89 円を主張されました。

途中、使用者側の置かれている状況などからプラス 72 円に下がり、最終的には使用者側の主張するプラス 50 円の影響率が 5.1%であることから、影響率 5% 台の最大値の金額プラス 65 円、影響率 5.6%、額にして 1,161 円をお願いしたいというものでした。

また、設備投資、先端技術の導入により、身体への負担軽減、安全配慮などが構築されているものの、人手不足は事実としてあり、使用者側も「人が取れないということによる機会損失」という発言からも人出不足は共通認識と理解しており、賃金の引上げは企業側の負担になることは承知しているが、最賃引上げは人材確保に当たっての最大の手段であること、また、一番低い方のセーフティネットとして単価を上げていく必要があるという主張でした。

そして、鉄鋼業を見ると影響率がさほど高くないということで、最終的にはプラス 65 円という提示でした。

続いて、使用者側の主張についてですが、プラス 50 円を上限として額にして 1,146 円までであればと主張されました。

鉄鋼業界が厳しい中、中小の賃上げ率や春闘の結果を根拠とすれば違う額の提示となるべきところ、他県の結審の状況等も鑑み、当初から最大限の額ということでプラス 50 円を提示していただきました。

このプラス 50 円はスタートの額ではなく、最大限譲歩した額とのことでした。

使用者側も、労働者側と同様に人材確保の問題は認識しているということですが、人材確保に向けた動きとして、賃金の引上げだけによらず、暑熱環境や粉塵などの厳しい作業環境を設備投資や機械化などで改善を図ることも必要ということでした。

また、原材料価格の高騰、人件費の大幅な上昇、脱炭素や設備更新等により収益状況が一段と厳しくなっていること、アメリカや欧米の景気後退、中国景気の過剰生産による輸出の軟化などで経営環境が非常に厳しいものになっているということを述べられ、加えて、中小では急激な賃上げは吸収しきれなくなるということから慎重に判断していきたいということでした。

これらを踏まえ、最大限提示できる額としてプラス 50 円を提示していただきました。

以上が、前回の労側及び使側の主張の概要ですが、説明内容に誤りはないでしょうか。

また、これから別室にて協議を行っていただきますが、その前に発言しておきたいことがあればお願いします。

《ありません。旨の声》

(部会長)

では、双方別室において協議をお願いします。

事務局は、別室に案内をお願いします。

《労使それぞれ別室にて協議》

《再開》

(部会長)

再開させていただきます。

本日も各側別室にて協議いただきまして、公益委員が調整をしてきました。

調整の結果についてご説明いたします。

まず、労働者側の主張でありますけれども、使用者側と歩み寄るスタンスがあるということで、何とか本日中に全会一致で結審したいということでしたが、労働者側としては受け入れる立場ですので、プラス 65 円をスタートとして使用者側のご見解を確認したいということでした。

使用者側からは根拠がある数字を示していただきたいというご要望がありましたので労働者側に申しあげましたところ、千葉県最低賃金の改定率 4.87%に基づいてプラス 53 円というご提示をいただきました。

これを踏まえまして使用者側にお伝えしたところ、同意を得られませんでしたので、労働者側に公益案としましてプラス 51 円を提示したところご了解をいただいたという流れになっております。

次に使用者側の主張ですが、一日目と変わらないのですがプラス 50 円というのは譲歩した結果の金額であって、当初から最大限の金額を提示させていただいたということでした。

労働者側の主張を踏まえまして協議しましたが、一つ目として、なかなか 50 円を上回る根拠が見出せない、また、各企業等に対して当然説明責任を負ってい

るということで、当初からの考え方として50円は上限ということで、労働者側の改定率を用いてプラス53円についても、説明責任が必要であるということで検討しましたが、そもそも50円を超える根拠が見出せない、改定率を用いた根拠というのが見出せないということでした。

二つ目として、従来は金額によって改定額を出していたところを、今回は前例にない改定率を用いるということに論拠がなかなか乏しい。

三つ目として、プラス53円を用いてしまうと千葉県の上げ幅が突出するような状況になってしまうということでした。

公益案としてプラス51円を提示しましたが、50円を超えるというのは論拠が乏しいということで受け入れていただけませんでした。

なお、公益案のプラス51円の理由としましては、他県の鉄鋼業の状況を見ると2県は地賃引上げ額と同額ではありますが、多くの県で地賃引上げ額を上回っていること、また、労働者側、使用者側お互いに人手不足については認識していることなどを考慮しましてプラス51円が妥当であると判断したものです。

以上が協議の経過、公益委員の見解となりますが、労使双方の意見が一致しませんでしたので決を採りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(部会長)

それでは、あらためてご提案いたします。

時間額は1,147円、現行額からプラス51円、発効日は令和6年12月25日としてお諮りいたします。

賛成の方、挙手をお願いいたします。

《5名（労働者委員3名、公益委員2名）挙手》

次に反対の方、挙手をお願いいたします。

《3名（使用者委員3名）挙手》

(部会長)

ありがとうございました。

賛成5名、反対2名ですので、賛成多数で可決されました。

それでは、事務局は専門部会報告書(案)を用意してください。

《各委員へ専門部会報告書(案)を配付》

(部会長)

ただ今、お配りいたしました報告書（案）の内容について、お諮りいたしますので、確認のため事務局より朗読をお願いします。

（賃金指導官）

《報告書（案）の朗読》

（部会長）

それでは、ただ今の専門部会報告書（案）について、ご承認をいただけますでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

（部会長）

ありがとうございました。

報告書（案）について、ご承認をいただきましたので、本案のとおり会長に報告いたします。

それでは、事務局は今後の日程についてご説明してください。

（賃金室長）

ただ今、専門部会報告書（案）をご承認いただきましたので、本審議会会長に報告することとなります。

つきましては、10月18日金曜日に開催される本審議会において、改めて採決が行われることとなりますのでご承知いただきたく存じます。

事務局からの説明は以上です。

（部会長）

ありがとうございました。

閉会にあたり一言申し上げます。

一日目の冒頭に全会一致を目指して、労使のイニシアティブで意見を出し合ってくださいとお願いして協議していただきましたが、公益委員の努力不足というのもあるのですが、残念ながら全会一致に至りませんでした。

このため、本審議会に委ねることとなりましたけれども、二日に亘って、長い時間、真摯な協議・審議をしていただきまして、ありがとうございました。

そのほか、何かご発言などありましたらお願いします。

《ありません。旨の声》

(部会長)

よろしいですか。

《はい。旨の声》

(部会長)

それでは、特にないようですので、これもちまして閉会といたします。
皆さま、ご協力をいただきましてありがとうございました。